

第5章 海外との経済交流、観光交流

5-1 海外との経済交流

1 貿易の状況

山形県貿易実態調査によると、令和4年に貿易実績があるとした企業は295社で、当該企業による貿易額は、輸出額が1,474億円、輸入額が3,917億円、輸出入計が5,391億円となっています。

品目別で見ると、輸出では、電気・電子機器・同部品が最も多く639億円(43.4%)、次いで機械・同部品が428億円(29.1%)、化学製品が232億円(15.7%)と、上位3品目で全体の8割以上を占めています。輸入については、電気・電子機器・同部品が最も多く1,441億円(36.8%)、次いで化学製品が1,336億円(34.1%)、鉱物性燃料が429億円(11.0%)と、上位3品目で8割以上を占めています。

また、地域別で見ると、輸出、輸入ともにアジアが多く、輸出が1,101億円(74.7%)、輸入が2,122億円(54.2%)となっており、アジア以外では、輸出は北米198億円、輸入は欧州1,140億円が続いています。

表 5-1-1 貿易額の推移(山形県)

(単位：上段 百万円、下段 %)

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 輸出 | 110,791 | 110,817 | 110,656 | 142,441 | 147,379 |
| 前年比増減率 | △ 3.8 | 0.0 | △ 0.1 | 28.7 | 3.5 |
| 輸入 | 288,333 | 299,074 | 330,020 | 388,308 | 391,699 |
| 前年比増減率 | 14.1 | 3.7 | 10.3 | 17.7 | 0.9 |
| 輸出入計 | 399,124 | 409,892 | 440,676 | 530,748 | 539,078 |
| 前年比増減率 | 8.5 | 2.7 | 7.5 | 20.4 | 1.6 |

グラフ 5-1-1 貿易額の推移(山形県)

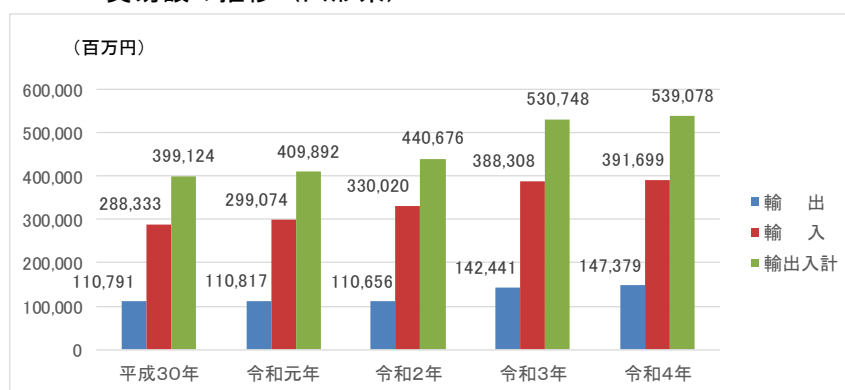


表 5-1-2 令和4年品目別貿易額

| 品目名 | 輸出額 (百万円) | 輸入額 (百万円) |
|-------------|--------------|--------------|
| 繊維・同製品 | 67 | 381 |
| 金属・同製品 | 1,788 | 5,976 |
| 機械・同部品 | 42,837 | 33,088 |
| 電気・電子機器・同部品 | 63,912 | 144,067 |
| 鉱物性燃料 | 13 | 42,931 |
| 化学製品 | 23,173 | 133,588 |
| 石材・同製品 | 53 | 35 |
| 木材・同製品 | 189 | 822 |
| 飲食品 | 2,791 | 6,310 |
| 農水産物 | 617 | 16,331 |
| その他 | 11,938 | 8,169 |
| 合計 | 147,379 | 391,699 |

表 5-1-3 令和4年地域別貿易額

| 地域 | 輸出額 (百万円) | 輸入額 (百万円) |
|------|--------------|--------------|
| アジア | 110,094 | 212,176 |
| 北米 | 19,801 | 29,458 |
| 中南米 | 1,352 | 2,386 |
| 欧州 | 15,569 | 113,970 |
| アフリカ | 24 | 9 |
| 大洋州 | 159 | 28,213 |
| 中東 | 295 | 139 |
| 不詳 | 84 | 5,346 |
| 合計 | 147,379 | 391,699 |

※四捨五入の関係により、各項目の和が小計、あるいは合計と一致しない場合があります。

近年は、貿易障壁が比較的安く、高所得者の割合が高い香港や台湾など日本食品が浸透している地域を中心に、現地高級スーパーでのプロモーションや現地バイヤーとの信頼関係の構築等を行っています。その結果、これらの地域への県産農産物や加工食品等の輸出実績は増加傾向にあり、山形ブランドは浸透しつつあります。

2 企業の海外進出

本県企業は、73社が136の事業所を海外に設置しています。業種別にみると、73社の内訳は、機械が24社、電機が13社、繊維が6社、その他が30社、136事業所の内訳は、機械が50事業所、電機が35事業所、繊維が9事業所、その他が42事業所となっています。

事業所を地域別及び国別で見ると、東アジア地域が75事業所で全体の55.1%を占めており、その中でも中国（香港含む）が66事業所と最多となっていますが、近年では、中国への一極集中に対するリスク分散や中国国内の人件費の上昇などにより、ASEAN（東南アジア諸国連合）地域への進出も進み、35事業所となっています。

表 5-1-2 本県企業の海外進出の状況

(令和6年3月末現在)

| | 企 業 | | 事 業 所 | | | | | |
|----|-------|----|---------|----|-------|----|-------|----|
| | 業 種 別 | | 業 種 別 | | 地 域 別 | | 国 別 | |
| 1位 | 機 械 | 24 | 機 械 | 50 | 東アジア | 75 | 中 国 | 66 |
| 2位 | 電 機 | 13 | 電 機 | 35 | ASEAN | 35 | タ イ | 13 |
| 3位 | 繊 維 | 6 | 繊 維 | 9 | 北 米 | 13 | 米 国 | 13 |
| | そ の 他 | 30 | そ の 他 | 42 | そ の 他 | 13 | そ の 他 | 44 |
| | 73 社 | | 136 事業所 | | | | | |

(県産品・貿易振興課調べ)

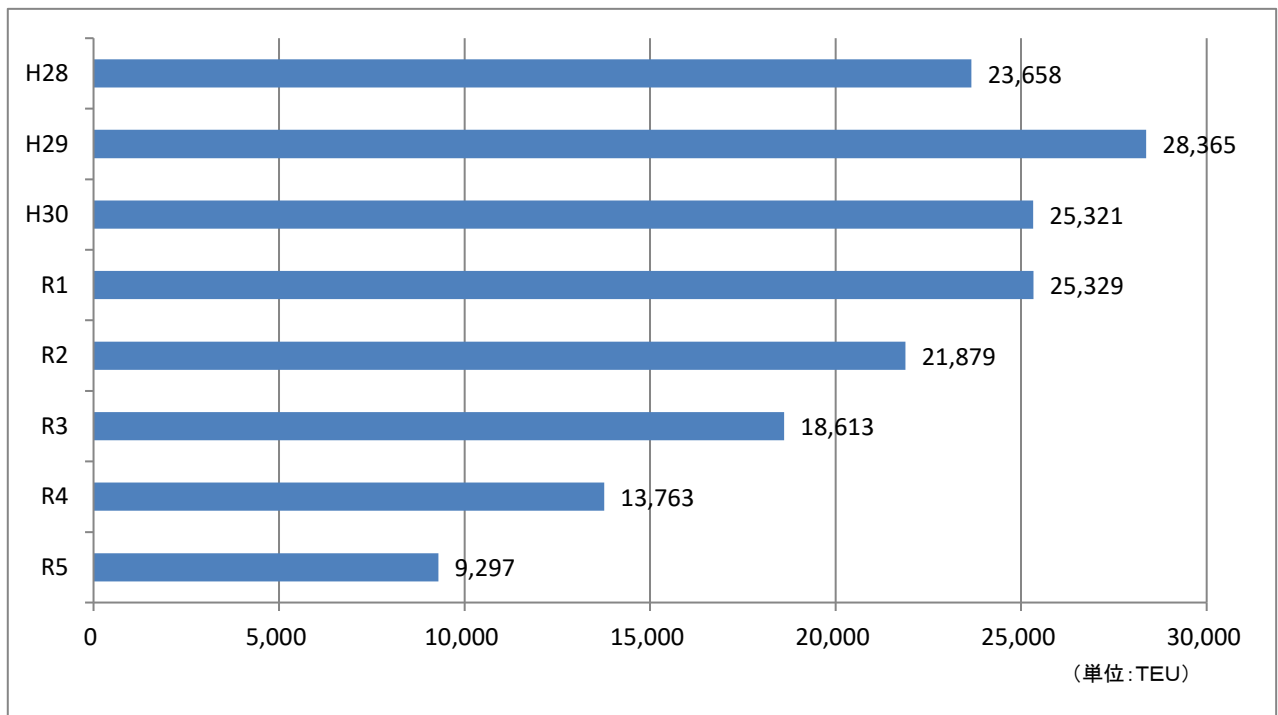
3 酒田港の現状

酒田港は、本県の産業経済活動と広域交流活動を支える世界につながる県内唯一の貿易港として国の重要港湾に位置付けられており、平成7年には国際定期コンテナ航路が開設されました。

平成28年にはコンテナヤードの拡張、平成29年には管理棟やトラックゲートなどの新設、令和元年にはコンテナクレーンの更新・大型化、令和2年にはふ頭用地の造成、岸壁の延伸整備完了など、港湾機能の強化が進み、国際物流拠点として発展し続けています。

また、官民一体となったポートセールス活動の展開により酒田港の利用促進に取り組んでおります。令和5年はコロナ禍による物流の停滞は解消したものの、中国の景気減速や、流通・販売状況の変化等の影響を受け、コンテナ取扱貨物量（実入り）は9,297TEU（※）となっております。

グラフ 5-1-4 酒田港国際定期コンテナ航路貨物量の推移



(県港湾事務所調べ)

※ TEU : Twenty-foot Equivalent Unit の略 コンテナ貨物の貨物量を表す単位で、20 フィートコンテナの大きさに換算するもの。海上コンテナには主に 20 フィートコンテナと 40 フィートコンテナの 2 種類があり、それぞれが 1 TEU、2 TEU となる。

5-2 国際的な観光交流

1 外国人旅行者の受入れ

(1) 国による観光関連施策の推進

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であるとの認識の下、「観光立国推進基本法」の制定（平成 18 年 12 月成立）、観光庁の設置（平成 20 年 10 月発足）、「観光立国推進基本計画」の策定（平成 24 年 3 月閣議決定）等、観光立国を推進する体制整備が行われてきました。

また、観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクションプログラム 2015」（平成 27 年 6 月）において、東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年に向けて訪日外国人旅行者数 2000 万人、訪日外国人旅行消費額 4 兆円を目指し取組みが進められてきたところ、目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、次の時代の新たな目標設定と必要な対応方策が検討され、「明日の日本を支える観光ビジョン（以下、「観光ビジョン」という。）」が策定（平成 28 年 3 月観光ビジョン構想会議決定）されました。

「観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数を 2020 年には約 2 倍となる 4000 万人、2030 年には約 3 倍となる 6000 万人を目指すとともに、訪日外国人旅行消費額については、2020 年には 2015 年の 2 倍を超える 8 兆円、2030 年には 2015 年の 4 倍を超える 15 兆円というさらなる高みを目指すこととされました。

東北においても外国人宿泊者数を 2020 年に 2015 年の 3 倍となる 150 万人泊とするため、新たに「東北観光復興対策交付金」が平成 28 年 4 月に創設されるなど、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地復興の加速化に向け、官民一体となった取組みを進めた結果、2019 年には 168 万人泊となり、目標を 1 年前倒しで達成しました。

ところが、2020 年に新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るうと、インバウンド需要は一時的に消滅し、国内旅行も半減するなど、観光は未曾有の深刻な影響を受けました。コロナ禍を経て令和 5 年 3 月に策定された新たな「観光立国推進基本計画」においては、コロナにより顕在化した観光地の生産性の低さや人材不足といった構造的課題を解決するため「持続可能な観光地域づくり」「消費額拡大」「地方誘客促進」に取り組むこととし、令和 7 年までの目標値として、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数 100 地域、訪日外国人旅行消費額単価 20 万円等の目標が示されました。

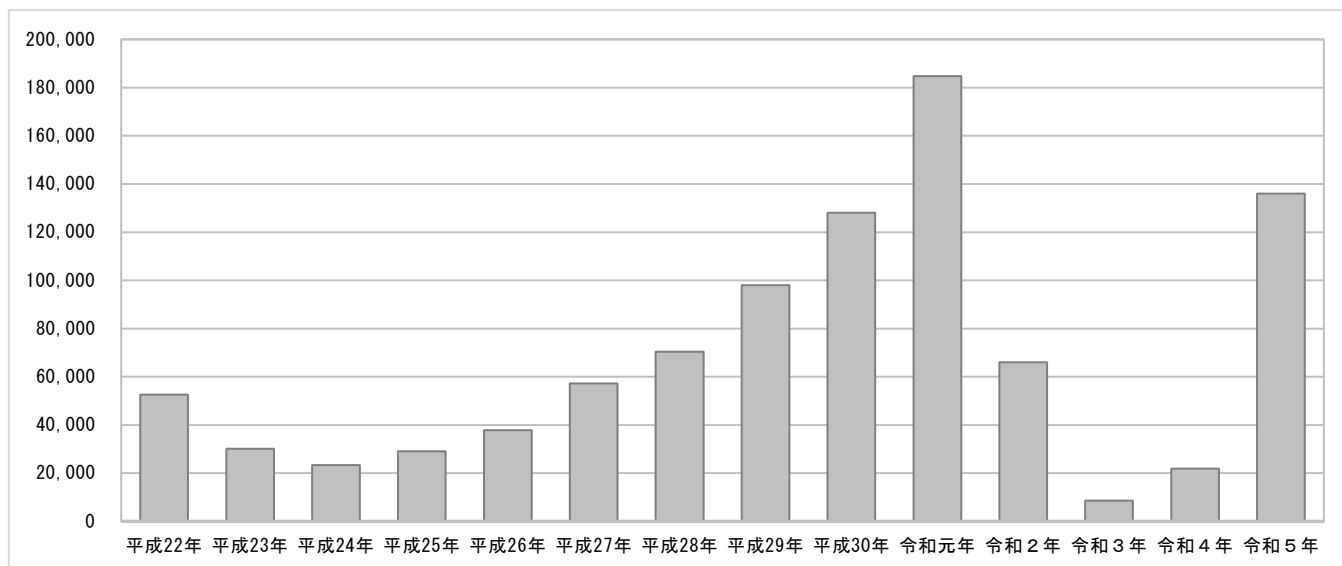
(2) 外国人旅行者の状況

本県への外国人旅行者数は、現地と一体となった積極的な誘客活動によって、特に樹氷観光やスキー体験など冬季の訪問者数が増加し、平成 22 年に初めて 9 万人を超えました。しかし、平成 23 年から 24 年は、東日本大震災及び原発事故による風評の影響や、歴史的な円高の進行等により大幅に減少していましたが、風評の払拭が進んだことや、円高の是正やビザの大幅緩和などから、平成 25 年から再び増加に転じ、平成 28 年から令和元年にかけては、4 年連続で過去最高を更新しました。令和 2 年 3 月から令和 3 年にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大による

入国制限によって、インバウンド需要はほぼ消失しましたが、令和4年10月の水際対策の緩和以降は堅調に増加傾向を示しており、令和元年の7割程度まで回復しております。

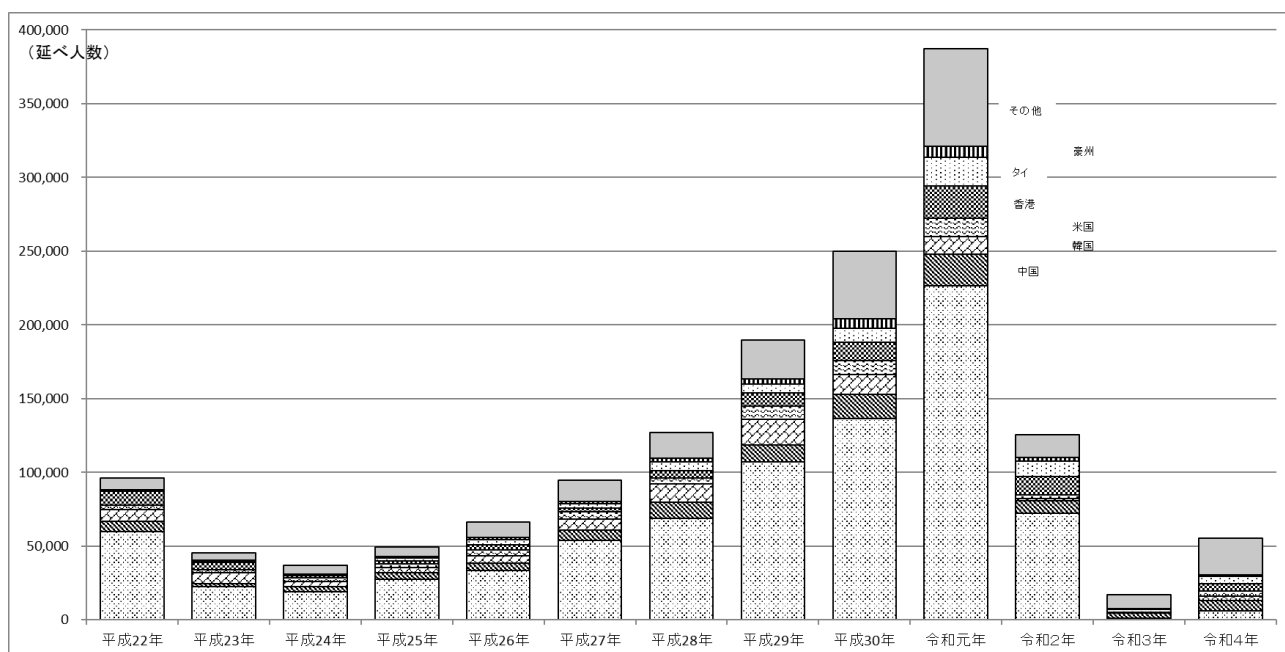
旅行者数を国・地域別にみると、台湾からの旅行者が全体の約5割を超えています。中国や香港、東南アジア、豪州からの旅行者も高い伸び率となっています。

グラフ 5-2-1 本県の外国人延べ宿泊者数の推移



(観光庁「宿泊旅行統計調査」) ※従業者数10人以上の宿泊施設が対象。

グラフ 5-2-2 国別外国人旅行者受入数の推移



(県観光復活推進課「外国人旅行者県内受入実績調査」)

表5-2-1 令和2年に県内で開催された国際会議 ※R3、R4、R5は実績なし

| 市町村名 | 会議数 (件) | 外国人参加者数 (人) | 国内参加者数 (人) | 参加者総数 (人) |
|------|------------|----------------|---------------|--------------|
| 山形市 | 1 | 10 | 190 | 200 |

(日本政府観光局「国際会議統計」)

2 国際チャーター便

県内空港への国際チャーター便の運航実績について、山形空港では、便数944便、利用者総数133,976人(令和5年までの累計)となっています。渡航先は、中国や韓国、香港、台湾などが多く、遠くはフィンランド、イタリアやオーストラリア、ニュージーランドへ運航した実績があります。平成15年は、SARS等の影響もあり全く運航されませんでした。

平成16年からは外国人利用(インバウンド)のチャーター便の運航が始まり、主に台湾からのチャーター便を受け入れています。また、空港ビル内の国際線と国内線の動線を分離する改修工事を行い、平成30年2月に供用を開始しました。平成30年には、県内初となる台湾からの国際定期チャーター便の就航が実現し、平成31(令和元)年には208便が運航され、過去最高となりました。

令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染症による入国制限等の影響もあり、運航がありませんでしたが、令和5年10月に台湾からの国際定期チャーター便の運航が再開しました。

一方、平成3年10月に開港した庄内空港では、便数470便、利用者総数63,206人(同上)となっています。渡航先では、中国、韓国、台湾などが多く、遠くはハンガリーやオーストラリア、ニュージーランドへ運航した実績があります。

平成18年からは外国人利用(インバウンド)のチャーター便の運航が始まり、台湾や韓国からのチャーター便を受け入れています。平成30年には、山形空港とともに台湾からの国際定期チャーター便の就航が実現し、平成31(令和元)年には43便が運航され、過去最高となりました。

令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染症による入国制限等の影響もあり、運航がありませんでしたが、令和5年11月に韓国からの国際定期チャーター便が運航されました。

5-3 旅券申請件数等

本県の旅券申請件数は、平成元年に3万件を超えてから毎年増加の傾向をたどり、平成8年には円高による全国的な海外旅行ブーム等を背景に、過去最高の年43,222件に達しました。

新型コロナの影響により、令和2年は4,460件、令和3年は1,415件と激減しましたが、令和4年は3,414件、令和5年は12,343件と回復傾向となっています。

令和5年旅券発行件数は12,281件で、男女別割合をみると、男性51.7%、女性48.3%と男性が多くなっています。年齢別割合では、20歳代が21.5%と最も多くなっています。

表 5-3-1

県民の旅券申請件数・出国者数

(単位：人、件)

| | 旅券 | 出国者数 |
|-------|--------|--------|
| 平成4年 | 38,581 | 64,200 |
| 平成5年 | 34,833 | 61,971 |
| 平成6年 | 37,013 | 68,266 |
| 平成7年 | 42,216 | 77,405 |
| 平成8年 | 43,222 | 81,911 |
| 平成9年 | 39,655 | 79,669 |
| 平成10年 | 36,412 | 73,254 |
| 平成11年 | 36,212 | 72,054 |
| 平成12年 | 38,777 | 78,069 |
| 平成13年 | 30,820 | 67,560 |
| 平成14年 | 26,017 | 66,112 |
| 平成15年 | 17,408 | 48,841 |
| 平成16年 | 22,751 | 62,962 |
| 平成17年 | 22,012 | 62,362 |
| 平成18年 | 24,380 | 62,513 |
| 平成19年 | 23,529 | 59,921 |
| 平成20年 | 20,438 | 53,787 |
| 平成21年 | 19,271 | 46,905 |
| 平成22年 | 21,678 | 53,265 |
| 平成23年 | 20,161 | 47,604 |
| 平成24年 | 22,035 | 60,117 |
| 平成25年 | 19,272 | 53,571 |
| 平成26年 | 17,251 | 51,177 |
| 平成27年 | 16,096 | 46,578 |
| 平成28年 | 17,487 | 48,856 |
| 平成29年 | 17,828 | 50,485 |
| 平成30年 | 19,127 | 54,262 |
| 令和元年 | 19,657 | 55,789 |
| 令和2年 | 4,460 | 8,055 |
| 令和3年 | 1,415 | 994 |
| 令和4年 | 3,414 | 5,063 |
| 令和5年 | 12,343 | — |

(出国者数 法務省調べ)

表 5-3-2

令和5年県民の男女別年齢別旅券発行件数

(単位：件、%)

(外務省調べ)

| | 男 | 女 | 計 | % |
|-------|-------|-------|--------|--------|
| 20歳未満 | 1,326 | 1,499 | 2,825 | 23.0% |
| 20代 | 1,219 | 1,427 | 2,646 | 21.5% |
| 30代 | 776 | 604 | 1,380 | 11.2% |
| 40代 | 916 | 613 | 1,529 | 12.5% |
| 50代 | 820 | 690 | 1,510 | 12.3% |
| 60代 | 795 | 688 | 1,483 | 12.1% |
| 70代 | 446 | 376 | 822 | 6.7% |
| 80歳以上 | 47 | 39 | 86 | 0.7% |
| 計 | 6,345 | 5,936 | 12,281 | 100.0% |

5-4 出入国の状況

本県の令和4年の出国者数は5,063人と、令和3年と比べて4,069人(509.3%)増加しました。

県内港からの出入国では、山形空港と庄内空港からの出入国者はいません。酒田港からの出入国では、特例上陸許可による入国が128人となっています。

表 5-4-1 令和4年山形県民の出国者数

(単位:人)

| 年齢 | 男性 | | 女性 | | 計 | | % |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0～9 | 86 | (25) | 84 | (21) | 170 | (46) | 3.4 |
| 10代 | 144 | (27) | 193 | (34) | 337 | (61) | 6.7 |
| 20代 | 507 | (118) | 494 | (66) | 1,001 | (184) | 19.8 |
| 30代 | 559 | (154) | 243 | (60) | 802 | (214) | 15.8 |
| 40代 | 685 | (195) | 169 | (28) | 854 | (223) | 16.9 |
| 50代 | 783 | (166) | 196 | (21) | 979 | (187) | 19.3 |
| 60代 | 484 | (43) | 172 | (24) | 656 | (67) | 13.0 |
| 70代～ | 176 | (8) | 88 | (4) | 264 | (12) | 5.2 |
| 計 | 3,424 | (736) | 1,639 | (258) | 5,063 | (994) | 100.0 |

()は令和3年の値

(出典 法務省「出入国管理統計」)

表 5-4-2 令和4年県内港からの出入国者数

(単位:人)

| | 入国 | | 出国 | | 計 | |
|------------------|----|-----|----|-----|---|-----|
| 山形空港 (チャーター便) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 庄内空港 (チャーター便) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 計 | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |

| | | 入国 | | 出国 | | 計 | |
|-----|------|-----|-------|----|-----|-----|-------|
| 酒田港 | 正規 | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| | 特例上陸 | 128 | (293) | 0 | (0) | 128 | (293) |
| 計 | | 128 | (293) | 0 | (0) | 128 | (293) |

()は令和3年の値

法務省「出入国管理統計」)

特例上陸許可:船舶や航空機の外国人乗員・乗客に対し、入国管理法に定める在留資格を有していなくても一定の条件を満たす場合に限り、ビザなどを求めることなく簡易手続きによって一時的に上陸を認めること。